

# Weekly Report

第648号  
令和4年5月9日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

令和4年度税制改正により、法人版事業承継税制(非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度)の特例措置の適用を受けるために必要となる「特例承継計画」の提出期限が令和6年(2024年)3月まで1年間延長となりました。また、本年4月からの成年年齢引下げに伴い、後継者である受贈者の年齢要件が18歳以上に改正されています。

### ◆法人版事業承継税制の特例は適用期限あり

法人版事業承継税制は、後継者が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に、一定の要件のもと、贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度で、「一般措置」と平成30年度税制改正で10年間の措置として設けられた「特例措置」があります。

特例措置は、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限を撤廃(全株式が対象)し、納税猶予割合を100%に上げるなど、一般措置を拡充した

制度ですが適用期限があり、令和9年(2027年)12月末までの贈与・相続等について適用できます。

### ◆特例承継計画は令和6年3月末までに提出

また、一般措置も特例措置も円滑化法の認定を受けることが適用の前提となりますが、特例措置は会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けることが必要となります。この特例承継計画の提出期限が令和6年3月末までとなりました。

なお、特例措置は事業承継を集中的に進めるための時限措置であることから、適用期限(令和9年12月末)の延長は行わないとしており、適用を検討している場合は早期に取り組むことが必要です。

## 事業復活支援金の申請期限は今月末まで

新型コロナの影響を受けて売上が減少した中小法人・個人事業者等に対して給付する「事業復活支援金」は、5月31日が申請期限となります(登録確認機関による事前確認は5月26日まで)。

対象は、令和3年11月～令和4年3月までのいずれかの月(対象月)の売上が、平成30年11月～令和3年3月までの任意の同じ月(基準月)と比べて30%以上減少している事業者です。

なお、法人の給付上限額は年間売上高や売上高減少率に応じて60～250万円となります(例えば、売上高1億円以下で減少率50%以上の場合は100万円が上限)。また、個人業者は売上高減少率に応じて30万円又は50万円が上限です。

## 「公的年金シミュレーター」の運用開始

厚労省は、働き方や暮らし方に応じて将来受給できる年金額をスマートフォンやタブレットで簡単に試算できる「公的年金シミュレーター」の試験運用を開始しました。

これは、日本年金機構から公的年金の加入者に送付される「ねんきん定期便」に記載された二次元コードをスマートフォン等で読み取り、生年月日を入力するだけで利用でき、ID・パスワードは不要です。また、画面を閉じるとデータは自動消去され、個人情報は記録されません。